

盛岡広域振興局長告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年3月14日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101642	社会福祉法人江刺寿生会	松寿荘指定通所介護事業所	岩手郡雫石町長山篠川原 156番地2	平成29年3月31日